

庄内町告示第57号

令和8年度庄内町施設作物連作障害対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町施設作物連作障害対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花き又は軟白ねぎを生産する町内の園芸農家（以下「園芸農家」という。）の安定した経営及び所得の確保を図るため、土壌消毒を行い、土壌病害性連作障害による被害を抑制する園芸農家に対し、予算の範囲内で令和8年度庄内町施設作物連作障害対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、農業協同組合が花き又は軟白ねぎのハウス栽培を行う農地の土壌消毒に要する経費に対し助成を行う次に掲げる事業（第4条において「農協事業」という。）に該当する事業とする。

- (1) 庄内たがわ農業協同組合が実施する施設園芸生産性改善助成事業
- (2) 余目町農業協同組合が実施する施設作物連作障害対策支援助成事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、補助対象事業を実施する園芸農家とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、農協事業の助成対象となる経費の100分の5に相当する額とする。この場合において、当該補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 庄内たがわ農業協同組合代表理事組合長及び余目町農業協同組合代表理事組合長（次条及び第7条において「組合長」という。）は、補助金の交付の申請をしようとする園芸農家から委任を受け、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 委任状（様式第3号）

(実績報告)

第6条 組合長は、規則第13条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して2週間以内に町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
 - (2) 収支精算書（様式第2号）
 - (3) 交付明細書（様式第4号）
- （補助金の支払）

第7条 町長は、第5条の規定による委任に基づき、園芸農家に支払うべき補助金を組合長に支払うものとする。

2 町長は、前項の規定による支払を行ったときは、当該園芸農家に対し補助金が交付されたものとみなす。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的及び概要

2 事業内容及び経費区分

(1) 事業費

円

(2) 事業内容

作物の 種類	棟数	事業費	負担区分			備考
			補助金	自己負担	その他	
	棟	円	円	円	円	
計	棟	円	円	円	円	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
1 補 助 金	円	
2 自 己 資 金	円	
3 助 成 金	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
1 土 壌 消 毒 経 費	円	
	円	
計	円	

様式第3号（第5条関係）

委 任 状

令和8年度庄内町施設作物連作障害対策支援事業補助金の申請、受領等の事務の執行に関する一切の権限を 農業協同組合代表理事組合長 に委任します。

年 月 日

庄内町長

宛

委任者 住 所
(署名又は記名押印) 氏 名

様式第4号（第6条関係）

交付明細書

氏名	作物の種類	棟数	事業費	補助金額
		棟	円	円
計				円
		棟	円	円
計				円
合 計				円